

平成 29 年度第 1 回健康なまちづくり審議会での審議概要
 (屋外空間における受動喫煙による健康被害を防止するための条例について)

大項目	決定事項、主な意見など
1. 目的	受動喫煙による健康被害を防止し、市民の健康を守る
2. 目的達成のための手法	<p>～主な意見～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への啓発（取り組みの周知） <ul style="list-style-type: none"> ↳ルールを決めるだけでなく、徹底しなければ、形骸化、有名無実化してしまう ↳そもそも取り組みやルールの認知度が低い ↳「取り組んでいる」ということ自体を知ってもらうことで、取り組みの効果が波及する ・子どもへの防煙教育・健康教育（喫煙・受動喫煙の健康被害について学ばせ、喫煙をさせない） <ul style="list-style-type: none"> ↳学校教育の一環として取り入れられないか ・大人への健康教育（特に喫煙率の高い世代や指導者、保護者） <ul style="list-style-type: none"> ↳美容面からのアプローチ（特に女性） ↳依存症の人たちへの教育的な指導（保険診療の活用等） ↳禁煙したら御褒美が出るというのも、短絡的ではあるが、目標達成のためには必要なのではないか ・たばこの害に関する正しい知識の普及 ・喫煙の規制（喫煙可能な場所を限定） <ul style="list-style-type: none"> ↳単に「禁煙」と掲示するだけでは無視されてしまうため、徹底した取り組みが必要 ↳路面ステッカーを貼る場所にも注意
3. 規制の範囲や方法	<p>～主な意見～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の場所のみ喫煙可能とし、その他はすべて禁煙とする（これまでとは逆の考え方） ・受動喫煙を防止するという大前提がある以上、規制のレベル等を区分するのは難しい。やるならば千代田区のように全域で義務化して過料をとるくらい徹底したほうがよい

平成 29 年度第 1 回健康なまちづくり審議会での審議概要
(屋外空間における受動喫煙による健康被害を防止するための条例について)

<p>(続)</p> <p>3. 規制の範囲や方法</p>	<ul style="list-style-type: none">↳理想的だが、なかなか難しいのではないかな。↳市内全域を禁煙とし、罰則を設けるのであれば、どこか吸える場所を用意する必要があるのではないかな。(例えば、煙が外に漏れ出さない喫煙室など)・全域禁煙でも、指定喫煙所があると、その近辺は非常に空気が悪い。それでよいのかということも検討する必要がある<ul style="list-style-type: none">↳ちょっと外れた場所にある場合でも、灰皿が置いてあるだけのような場所の周辺はかなり臭いがする・敷地内禁煙となっている施設(保育所、学校等)の周辺は、敷地内同様に禁煙と考える必要がある<ul style="list-style-type: none">↳校門などにもっと掲示物を設置できないかな・敷地内禁煙の場合、一般に自動車内での喫煙も禁止されている・既に敷地内禁煙となっている施設での徹底してほしい・学校や市庁舎といった公共施設の敷地内は禁煙であるのが普通ではないかな・公共の場所だけでなく、もう少しいろいろな場所での受動喫煙被害についても検討が必要・コンビニ等に関しては、条例の中で何かコメントを入れる必要がある・民有地であっても、公共の場所と隣り合わせていれば、これは「公共の場所」と同じようなもの<ul style="list-style-type: none">↳民有地と言っても、個人の家ということではなく、特にお店の前だとか、そういったところの問題↳灰皿の移設・撤去の話を含め、民有地を規制の対象とするか否かは、当審議会がどう肚を括るか↳そこまで規制していくかを考える上で、関係者の意見を聞きたい↳民有地の規制については、ヒアリングを実施した上で検討することとする。今後また相談していく
-------------------------------	--

平成 29 年度第 1 回健康なまちづくり審議会での審議概要
 (屋外空間における受動喫煙による健康被害を防止するための条例について)

<p>4. 違反者に対する罰則</p>	<p>【決定】 喫煙の規制に違反した者に対する罰則を設ける</p> <p>～主な意見～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 罰則や罰金などがなくても守られるのが一番よいが、現実にはなかなか守られないという状況があるので、周辺の地区（自治体）に倣って罰則を設けることは問題が無いのではないか。 ・ 罰則により徴収したお金の使途について、「未来・次世代の人たちのために」という意味合いを持たせられないか。 <ul style="list-style-type: none"> ↳健康被害の防止、学校教育の充実などに使用することは可能か ・ 罰則については、適用を重点区域に限定すれば喫煙者の理解も得られるのではないか ・ 罰則で徴収したお金を、健康被害の防止だとか、未来の子どもたちのために使うというような意味合いを持たせることはできないか <p>⇒ 重点区域などについては今後議論していく</p>
<p>5. 罰則以外で実効性を担保する方法</p>	<p>(以下、「2. 目的達成のための手法」より引用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への啓発（取り組みの周知） <ul style="list-style-type: none"> ↳ルールを決めるだけでなく、徹底しなければ、形骸化、有名無実化してしまう ↳そもそも取り組みやルールの認知度が低い ↳「取り組んでいる」ということ自体を知ってもらうことで、取り組みの効果が波及する

平成 29 年度第 1 回健康なまちづくり審議会での審議概要
(屋外空間における受動喫煙による健康被害を防止するための条例について)

<p>9. その他</p>	<p>～主な意見～</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者、関係団体等からのヒアリング<ul style="list-style-type: none">→「店の前から灰皿が無くなっては困る」という関係者から話を聞きたい。<ul style="list-style-type: none">・コンビニエンスストア業界、駅前の商店街、薬局など（店頭の灰皿設置者、たばこの販売者）・喫煙者 など↳コンビニ業界には、店舗単位ではなく、各社として「たばこ」についてどう考えているのかを伺いたい↳自主的に取り組んでいることがあれば、実例を聞きたい↳形式ばったものではなく、ざっくばらんに意見を聞く形のほうが本音を聞けるのではないか↳喫煙者や保護者、販売者など、様々な立場の市民を集めて“受動喫煙を考えるフォーラム”が実施できないか（パブリックコメントとは別の場を設けた方が好ましい）・日本は喫煙に対する取り組みが甘い。自分たちで受動喫煙から身を守るルールをつくり、健康被害を防止することが大事・習志野市は近隣自治体と比べても対応が緩い。せめて千葉市や船橋市のレベルに引き上げることが必要・最終的にはたばこの無い世の中にしたい。（その一歩目としての「受動喫煙防止」）・喫煙者は現実に自らの健康問題が関わってくれば禁煙する・県や保健所の取り組みとリンクしながらやっていきたい・フォーラムなどを企画しても、結局、喫煙者の人たちは集まらない。そこが大きな壁になっている
---------------	---